

入札説明書

令和3年5月17日千葉市公告第328号により公告した千葉市科学館展示リニューアル業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市科学館展示リニューアル業務委託

(2) 契約概要

別添仕様書のとおり

(3) 履行場所

千葉市中央区中央4丁目5番1号

千葉市科学館（複合施設きぼーる7～10階科学館のうち、8～10階が対象）

(4) 契約期間

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2・3年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡り小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 元請けとして、平成23年度から令和2年度までに展示面積2,500㎡以上の博物館において、体験型展示機能の改修施工業務を完了した実績を有する者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8730 千葉市中央区問屋町1番35号 ポートサイドタワー11階
千葉市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課
電話 043-245-5958
電子メール shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式2-1）、実績調書（様式2-2）及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月7日（月）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）
- (2) 提出場所 前記3（千葉市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課）
- (3) 提出方法 持参又は郵送
（郵送による場合は、令和3年6月7日（月）の午後5時までに書留郵便にて必着）
- (4) 確認通知 令和3年6月16日（水）までに、申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札（仕様書等）に関する質問

- (1) 入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

※提出期限を過ぎた質問には回答しない。

- ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年6月7日（月）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）
- イ 提出先 前記3（千葉市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課）
- ウ 提出方法 電子メール
- エ 様式 質問書様式（様式3）を用いること。

- (2) 質問への回答

入札参加資格者からの全ての質問書による質問及びその回答は、令和3年6月16日（水）までに、当該質問提出期間内に受理した質問内容及び回答を千葉市入札情報ポータルページで公表する。

6 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和3年6月29日（火）午後2時
場 所 千葉市中央区問屋町1番35号 ポートサイドタワー12階 入札室
入札参加資格確認結果通知書の提示を求めらるので、必ず持参すること。

- (2) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して入札書（様式4-1）をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、前記3の

契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、調達物品の金額のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 誓約書

イ 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

ウ 積算内訳書（最低の価格をもって有効な入札を行った者のみ）

(5) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(6) 最低制限価格 有

(7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

8 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

10 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和3年6月7日(月)までに前記4の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記までお問い合わせください。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089～5090

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、WTOに基づく「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。